明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

平成28年
6月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第六七八六号から第六八〇七号まで
号外（第一二一号から第一四六号まで）
特第三〇号

※法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◇

◎凡例

1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

詔書

平成二十八年七月十日に参議院議員の通常選挙を施行することを公示する詔書　二二　二　号外　日

法律

五二　裁判所職員定員法の一部を改正する法律　三　123　一四
五三　総合法律支援法の一部を改正する法律　三　123　一四
五四　刑事訴訟法等の一部を改正する法律　三　123　一五
五五　国家戦略特別区域法の一部を改正する法律　三　123　二七
五六　宅地建物取引業法の一部を改正する法律　三　123　三一
五七　酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律　三　123　三二
五八　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律　三　123　三四
五九　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律　三　123　三九
六〇　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律　三　123　四八
六一　消費者契約法の一部を改正する法律　三　123　五五
六二　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律　三　123　五六
六三　児童福祉法等の一部を改正する法律　三　123　六九
六四　発達障害者支援法の一部を改正する法律　三　123　七七
六五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律　三　123　七八
六六　確定拠出年金法等の一部を改正する法律　三　123　八三
六七　平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律　三　123　九二
六八　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律　三　123　九二
六九　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律　七　126　五
七〇　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律　七　126　五
七一　民法の一部を改正する法律　七　126　七
七二　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律　七　126　七
七三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律　七　126　一六
七四　真珠の振興に関する法律　七　126　一八

政令

二二三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令　三　123　九三
二二四　児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令　三　123　九三
二二五　国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令　三　123　九三
二二六　厚生労働省組織令の一部を改正する政令　三　123　九四
二二七　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令　七　126　一九
二三八　厚生労働省組織令の一部を改正する政令　一五　二
二三九　経済産業省組織令の一部を改正する政令　一七　134　二
二四〇　関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　一七　134　四
二四一　予防接種法施行令の一部を改正する政令　一七　134　六
二四二　平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令　二二　二
二四三　港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二四　140　二
二四四　港湾法施行令の一部を改正する政令　二四　140　二
二四五　確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令　二四　140　九
二四六　総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　三〇　二
二四七　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　三〇　二
二四八　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　三〇　二

府令

○内閣府

四二　金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　一四　二
四三　地域再生法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令　三〇　145　二
四四　金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令　三〇　145　二
四五　金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　三〇　145　三